	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。			□		
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。			□		
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。			□		
添付書類（注１８）	①変更内容説明書（注１９）	書類名：				
	②印鑑証明書（注２０）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	③設備の所在地に係る登記簿謄本（注２０）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	④土地の取得を証する書類等（注２１）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑤建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）（注２２）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑥構造図（注２３）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑦配線図（注２３）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑧接続の同意を証する書類の写し（注２４）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑨事業実施体制図		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑩受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注２）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑪その他１		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑫その他２		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑬その他３（注２５）		□変更あり □変更なし	書類名：		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注３）　変更前の認定計画を記載すること。
（注４）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注５）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注６）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
（注７）　再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと。また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注８）　太陽光発電設備の設置形態（屋根置き又は地上設置）に変更がある場合に記載すること。
（注９）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、１０ｋＷ以上になる場合は、様式第３により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注１０）　地番の追加・削除又は設備の移設により設備の所在地に変更がある場合に全ての所在地を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により設備の設置場所に変更がある場合は、様式第５により届け出ること。
（注１１）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
　Ｓ：太陽光発電のみ
　Ｔ：太陽光発電（ダブル発電）
（注１２）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
　Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１３）　配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
　Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が１０ｋＷ以上となる場合）
　Ｙ：余剰配線
（注１４）　接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。
（注１５）　保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注１６）　再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
（注１７）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注１８）　認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。
（注１９）　認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。
（注２０）　公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注２１）　登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２２）　建造物所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注２３）　標準基本構造図（併設型含む）及び標準基本配線図（併設型含む）の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
（注２４）　発電出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
（注２５）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。